

要保護児童対策地域協議会における要支援ケースⅡ連絡会の立上げについて

1. 現状と課題

○平成20年度の児童福祉法改正により、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という）の対象に要支援児童及びその保護者と特定妊婦が追加された。それを受け、本市では平成25年より要支援ケース連絡会（事務局は保健センター）をスタート。しかし、その対象を特定妊婦と在宅乳幼児のみとし、それ以外の要支援児童の一部は、子ども虐待ケース連絡会（事務局は子育て支援課）の枠内で見守ってきた。

○虐待ケースが年々増加する背景をふまえて、子ども虐待ケース連絡会等（実務者会議）において虐待のリスクに応じたケース管理が必要になっていた。

2. 課題解決のための対策

○虐待予防等の観点から特に支援を要する在宅乳幼児以外のケースについて、**要支援ケースⅡ連絡会**を設置し、レベルに応じた支援を実施する。

【今後の要対協の実務者会議】

支援対象		実務者会議	事務局
要保護児童（虐待ケース）		子ども虐待ケース連絡会	子育て支援課
要支援児童	在宅乳幼児以外	要支援ケースⅡ連絡会	子育て支援課
	在宅乳幼児	要支援ケース連絡会	保健センター
特定妊婦			

3. 要支援ケースⅡ連絡会の概略

(1) 支援の対象者

児童福祉法に規定される「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く）」のうち要支援ケース連絡会で共有されるケースを除き、子育て支援課で要支援ケースⅡ連絡会への提出が必要とされたケース。

(2) 支援方法

要保護児童に対する支援と同様、関係機関が協働してケース支援を行い（チームアプローチ）、必要時には個別ケースカンファレンスを行う。

(3) 実施方法

ア. 構成メンバー：子育て支援課、子ども家庭課

イ. 情報提供書：所属機関に求めない。但し、支援の必要性に応じて個別の聞き取りを行う。

ウ. 開催回数：6 か月に 1 度を目安とする。但し、新規ケースの判断や支援方針の見直しなど、虐待予防等を支障なく行えるように、適宜子育て支援課所内会議において検討する。

4. モデル実施

令和元年度から堺区及び南区でモデル実施している。また、準備が整ったため、中区でも令和 2 年 10 月より実施している。

5. 今後のスケジュール

- (1) モデル実施継続（令和 2 年度）
- (2) 全市展開に向け関係機関にてワーキング開催（令和 3 年 1 月より 3 回程度）
- (3) 要綱改正（令和 3 年 4 月 1 日）
- (4) 全市実施（令和 3 年度中）